

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
北陸地域の港湾における広域事業 継続計画基礎検討業務 - 2014/10/2~2015/3/25 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 北陸地方整備局次長 田所篤博 新潟市中央区美咲町1-1-1	H26.10.2	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	会計法第29条の3第4項 簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため。 (公募)	16,599,600	16,524,000	99.54%	—	公社	国所管	1者	予定価格総額17,226,421円、最終支出額は17,150,400円である。
三島川之江港に関するあり方検討業務 - H26.11.12~H27.3.20 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局松山港湾・空港整備事務所長 香川 泰良 松山港湾・空港整備事務所 愛媛県松山市海岸通2426-1	H26.11.12	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	会計法第29条の3第4項 簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため。 (簡易公募型プロポーザル)	10,368,000	10,260,000	98.96%	—	公社	国所管	1者	予定価格総額8,710,200円、最終支出額は7,732,800円である。
横浜港電力効率化方策検討業務 - H26.11.13~H27.3.27 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 下司 弘之 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H26.11.13	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	会計法第29条の3第4項 簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため。 (簡易公募型プロポーザル)	33,113,714	32,292,000	97.52%	—	公社	国所管	1者	最終支出額は31,806,000円である。
浜尾遊水地地活用及び維持管理 計画検討業務 福島河川国道事務所 H26.11.21~H27.3.16 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局 福島河川国道事務所長 永尾慎一郎 福島県福島市黒岩字榎平36	H26.11.20	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20 音羽ビル	会計法第29条の3第4項並びに予決令第102条の4第3号 本業務は、現在実施中の浜尾遊水地整備事業を踏まえ、過年度策定している「浜尾遊水地地活用計画」を改訂するものである。浜尾遊水地は阿武隈川上流の治水対策施設として平成16年度に暫定完成した施設であり、現在、平成23年9月の出水を受け、遊水地の治水機能を向上させるため追加掘削を実施しているが、外来植物が繁茂するなど維持管理上の負荷を減らす対策が必要な状況にあり、また地域からは新たな活用の要望や遊水地内の多様な生態系環境と地域資源の連携による活用に対する意向等もある。検討にあたっては、河川環境に関する維持管理や現在の環境を踏まえた活用方策等に対する高度な技術力と豊富な経験が必要であることから、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案書の提出を求めたものである。 左記業者の提案は、他者に比べ、管理費縮減に関する具体的な提案や提案に即した業務実績があるなど、評価テーマにおける的確性、実現性に関して優位な提案であるとともに、地域振興に寄与する独創的な提案であることから、福島河川国道事務所建設コンサルタント選定委員会において特定されたものである。 (簡易公募型プロポーザル)	9,752,400	9,720,000	99.67%		公財	国所管	3者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
北上川上流エコジカルネットワーク計画検討業務 岩手河川国道事務所 H26.12.18～H27.3.27 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局 岩手河川国道事務所長 村井禎美 岩手県盛岡市上田4-2-2	H26.12.17	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20 音羽ビル	会計法第29条の3第4項並びに予決令第102条の4第3号 本業務は、北上川水系においてエコジカルネットワーク形成を推進する方策について検討するものである。検討にあたっては、北上川水系における重要な生態系の拠点の適切な配置とその相互の繋がりについて調査し、具体化することで、北上川流域の環境保全を考慮する必要があり、河川環境に関する高度な知見と技術力が求められることから、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案書の提出を求めたものである。 左記業者の提案は、他者に比べ、多様な主体との協働を前提とした計画案の方針を具体的に示すなど、実施方針並びに特定テーマにおける的確性、実現性に関する確実性であることから、岩手河川国道事務所建設コンサルタント選定委員会において特定されたものである。 (簡易公募型プロポーザル)	14,990,400	14,914,800	99.50%		公財	国所管	5者	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特別財団法人」、「特社」は「特別社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。